

定 款

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

一般社団法人岩手県産業資源循環協会定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第5条）
- 第3章 会員（第6条～第13条）
- 第4章 総会（第14条～第21条）
- 第5章 役員等（第22条～第29条）
- 第6章 理事会（第30条～第35条）
- 第7章 財産及び会計（第36条～第38条）
- 第8章 委員会、部会及び支部（第39条）
- 第9章 定款の変更及び解散（第40条～第43条）
- 第10章 公告の方法（第44条）
- 第11章 事務局（第45条）
- 第12章 雑則（第46条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県産業資源循環協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理の促進
- (2) 地球温暖化対策の促進
- (3) 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- (4) 産業廃棄物の適正処理に関する受託事業
- (5) 資質向上・組織強化に向けた会員への支援
- (6) 岩手県循環型地域社会の形成に関する条例第14条に規定する業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（業務規程）

第5条 この法人は、前条第6号に規定する業務を行うときは、当該業務の実施に必要な規程を作成し、岩手県知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第3章 会員

（法人の構成員）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、岩手県内における許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、会長が推薦し、総会において承認された者
- (3) 賛助会員 前2号に該当しない者であって、この法人の事業を賛助するために入会した者

（会員の資格の取得）

第7条 正会員又は賛助会員としてこの法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になったとき及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第9条 会員は、退会しようとする日の30日前までに、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（届出）

第11条 会員は、次のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 事務所の所在地を変更したとき。
- (3) 事業の範囲を変更し、又は事業を廃止したとき。

（会員資格の喪失）

第12条 第9条及び第10条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 事業の全部を廃止したとき又は法に基づく許可若しくは指定を取り消されたとき。

（入会金及び年会費の不返還）

第13条 既に納入した入会金及び年会費は、返還しない。

第4章 総会

（構成）

第14条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員及び特別会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員又は特別会員のうちから選任する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員又は特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員及び特別会員の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上4名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。
- 5 前項の専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、理事及び監事に対する費用弁償については、理事会において別に定める基準により行うことができる。

(顧問及び相談役)

第29条 この法人に、必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が当該理事会を欠席したときは、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、当該事業年度において総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告書

第8章 委員会、部会及び支部

（委員会、部会及び支部）

第39条 この法人に理事会の決議により委員会、部会及び支部を設置することができる。

2 前項の委員会は、この法人の事業のうち特定の実務を行う。

3 委員会、部会及び支部の任務、組織、構成、及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会において正会員及び特別会員総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（余剰金の分配制限）

第43条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

（事務局）

第45条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の決議を経て任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 同法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、同法第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は門脇生男とする。

附則

- 1 この定款は、平成31年4月1日から施行する。